

1. 応募資格	
御質問	御回答
地域中間支援者の要件にある「①地域課題解決事業に取り組む特定の地域に活動基盤を有していること（※ 活動基盤を有しているとは、特定の地域内に事業拠点 を有しており、具体的な事業活動を行っていることを指す。）」について、事業拠点を有するというのは、登記等により所在していることが必要か。	地域中間支援者の要件にございます「特定の地域に活動基盤を有していること」については、特定の地域内に事業所や支所等を設置して活動している必要がございます。
ローカル・ゼブラ企業の要件にある「第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）に取り組むため新たに法人を立ち上げて10年以内の、」について、第二創業の具体的な定義は何か。 また第二創業に取り組んでいることを示すために必要な書類はあるか。	ローカル・ゼブラ企業の要件にございます「第二創業」の定義については、経営多角化、事業転換、新市場進出によって、新たに地域課題解決に取り組む事業を指します。具体的な定義は下記のとおりです。 また、申請時点で法人を設立している必要があり、元の会社で行っていた事業と新たに法人を設立して実施している事業（第二創業）の取組内容を記載するとともに、第二創業にあたり新たに法人を設立したことが分かる資料（例 法人登記、ホームページでの記載内容等）を提出いただけますようお願いいたします。 （以下、第二創業の定義） イ これまで行っていた事業が属する業種と異なる業種に属する事業（業種は日本標準産業分類の細分類による。）を行う者 ロ これまで行っていた事業が属する業種と同一の業種に属する事業（業種は日本標準産業分類の細分類による。）を行う者であって、次のいずれにも該当するもの （イ）新製品の製造、新商品若しく新サービスの提供、又は新たな提供方式の導入を行うこと。 （ロ）上記（イ）をもって新たな市場に進出すること。（「新たな市場」とは、これまで行っていた事業において対象となっていなかったニーズ・属性（法人・個人、業種、性別・年齢、所得、行動特性等）をもつ顧客層を対象とする市場をいう。）
ローカル・ゼブラ企業の要件に「中小企業基本法で定める中小企業者（個人事業主を除く）。」とあるが、一般社団法人や非営利法人が地域課題解決に取り組んでいる場合は認められるか。	今回の実証対象としては、社会性と収益性を両立させる事業者を念頭においておりますので、一般社団法人等については、今回のローカル・ゼブラ企業の要件からは外れるものと考えております。
実証機関の各構成員の要件に「幹事法人と委託契約できること。」とあるが、各構成員とは再委託契約を結ばなければならないということか。	ご指摘の記載については、あくまで実証機関の各構成員は委託契約ができるよう法人格を有していることを要件として規定するものです。各構成員の参画の仕方については、再委託のほか、外注や謝金等による参画が想定されます。
第三セクター（国・地方公共団体と民間企業の共同出資による事業体）は実証機関の構成員として認められるか。	第三セクター（国・地方公共団体と民間企業の共同出資による事業体）として法人格を有しているものであれば、今回の域内企業としての要件は満たすものと考えています。 なお、地方公共団体等（第一セクター）については、連携事業者の参画は認められますが、契約主体としては認められません。また、地方公共団体等に係る経費についても、今回の経費対象外としております。
実証機関は、「3社以上から構成されるコンソーシアムとする。」とあるが、4社以上のコンソーシアムで申請することは可能か。また、参画企業の上限はあるか。 また、地域中間支援者や域内企業、ローカル・ゼブラ企業のほかにも、伴走支援者等として実証機関に参画することは可能か。	「3社以上から構成されるコンソーシアム」については、実証機関としての最低限の構成要素（ローカル・ゼブラ企業が地域中間支援者を兼ねる場合）を示しており、実証機関の構成として4社以上のコンソーシアムとして応募いただくことも可能です。また、要件として、参画企業数の上限は定めておりません。 また、コンソーシアムの要件としているローカル・ゼブラ企業、域内企業、地域中間支援者の他にも、地域課題解決に取り組む上で必要となる関係者がいる場合には、追加的に実証機関の構成員として申請書に記載してください。
実証機関の構成員（域内企業）として大学、一般社団法人、商工会議所、農業協同組合、事業協同組合、NPO法人、地方公共団体は参画可能か。また、域内企業に対して期待される役割は何か。	実証機関の構成員として、幹事法人と委託契約できる主体であり、ローカル・ゼブラ企業と地域課題解決事業において連携している場合は、要件として認められます。なお、地方公共団体及び行政機関に係る経費については、今回の経費対象外としております。 また、本事業では、地域が抱える多様な課題に対して、ローカル・ゼブラ企業と事業として連携し、様々な立場・分野・領域からその解決に取り組んでいただきたいと考えております。

地域中間支援者として商工会議所、地域の信用金庫、大企業が参画することは可能か。	幹事法人と委託契約できる主体であり、地域内で事業所や支所等を有しながら、地域内のネットワークを活かした支援ができる主体であれば認められます。
特定の地域内で相互に関連するものではない異なる提案を通じて、様々な領域や分野の社会的インパクトの可視化に取り組むことは可能か。 また、この場合、同一の幹事法人が複数の提案を申請することは可能か。	本コンソーシアム上での連携については、地域が抱える複数の関連した課題に対して、ローカル・ゼブラ企業と複数の域内企業が事業として連携し課題解決に取り組むことを想定しております。そのため、可能な限り関連した課題の解決に取り組む御提案を申請いただけたらと思います。
ローカル・ゼブラ企業との連携先である域内企業について、ローカル・ゼブラ企業と経営者が同一である関連会社であった場合において、あくまでも別法人であれば申請要件を満たすことはできるか。	本事業においては、地域の関係者との連携を図りながら地域課題解決事業に取り組むことを前提としていますので、事業主旨としては地域の多様な関係者との連携を図っていただきたいと考えております。
他地域展開型において、2地域以上で他地域展開を行う場合は、一つの実証機関として申請するのか。	他地域展開型の事業類型については、複数の地域での取組みを関係する一つの実証機関として申請いただけます。
ローカルゼブラ企業について、「みなし大企業」にあたる中小企業は対象になるのか。	「みなし大企業」にあたるローカル・ゼブラ企業が中小企業基本法で定める中小企業者に該当するのであれば、対象となります。
会社形態の変更（合同会社であった企業を株式会社に変更等）や商号変更を10年以内にした場合、創業後10年以内の要件に該当するか。	会社形態の変更が会社設立（創業）として位置づけられるものであり、変更後の会社設立日が創業後10年以内であれば、会社形態を変更した場合や商号変更した企業であってもローカル・ゼブラ企業としての資格要件を満たします。法人登記や会社概要等が確認できる資料等、設立日が分かる資料を提出してください。
実証機関（コンソーシアム）において、構成員間で協定書等の締結は必要か。	実証機関で地域ビジョンを共有し、地域が抱える複数の関連した課題に対して、ローカル・ゼブラ企業と複数の域内企業が連携して課題解決に取り組むのであれば、協定書の締結は必要ありません。
複数の地域で他地域展開する場合に、それぞれの地域で域内企業2社以上の参画が必要なのか。	他地域展開型は基本型の発展として、ノウハウや仕組み、ネットワーク等を活用し他地域の特性に合わせて展開する事業ですので、展開先の各地域において「5.ー1 実証機関の構成要件」を満たすコンソーシアムを構成する必要があります。
2. 事業内容	
御質問	御回答
支援事務局による支援の頻度はどの程度を想定しているか。また支援内容についての想定を教えてください。	支援事務局による具体的な支援の内容については、今後の入札事業者の提案にもよりますが、支援事務局から各実証機関に対して、各実証機関を担当する専門家を派遣し伴走支援体制を構築していただく予定としております。 また専門家は、ローカル・ゼブラ企業への伴走支援だけではなく、その支援方法についても助言等に取り組むこと想定しています。
事業内で取り扱う「地域課題」はローカル・ゼブラ企業が取り組む地域課題のみという理解で良いか。	本コンソーシアム上での連携については、地域が抱える複数の関連した課題に対して、ローカル・ゼブラ企業と複数の域内企業が連携して課題解決に取り組むことを想定しております。
地域課題ではなく、社会全体として抱える社会課題に取り組んでいる企業の参加は可能か。	原則として特定の地域の課題に着目し、その域内で取り組む地域課題解決事業が本実証事業の対象となります。また、これの発展として特定の地域で地域課題解決事業の実績のある事業者が、ノウハウや仕組み、ネットワーク等を活用し、他地域の特性に合わせて展開する地域課題解決事業についても、事業対象として考えております。
中間支援者の人件費も経費対象になるか。	原則として自社事業の本業での活動経費（顧客へのサービス提供や製品開発等）は対象外と考えておりますが、本実証事業内で取り組む社会的インパクトの可視化に向けた取組や支援、連携体制の構築に必要な調整経費やそれに掛かる人件費等は対象経費になると考えております。
インパクト戦略の策定やゼブラ企業支援について外部からの支援を受けたい場合、幹事法人からの外注費等は認められるのか。	公募要領で示している実証機関の構成要件については、実証機関としての最低限の構成要素と考えております。そのため、地域ビジョンの達成や地域課題の解決に必要な連携・支援体制の構築を目指し、追加的に実証機関に参画いただくことを妨げるものではございません。 また、実証機関の構成員として再委託や外注等を受けて参画する方法以外にも、連携事業者として実証機関内の構成員と連携して地域課題解決に取り組むことも妨げません。
3. 事業内容の「（5）他の実証機関との連携・知見の共有」や「（7）成果報告会の参加」には実証機関の構成員はすべて参加しなければならないか。	必ずしもコンソーシアム全体での参加は求めませんが、基本的にローカル・ゼブラ企業には参加いただきたいと考えております。
3. 事業内容の「（1）実証地域における地域課題を分析し、解決策を実行」について、「地域ビジョン（地域の未来像）を作成し、」とあるが、自治体等が策定する計画を地域ビジョンに設定するという事で良いか。	地域ビジョンは、事業を通じて実現したい地域の未来像として実証機関が設定し、域内外の関係者に事業意図や目的を明確に伝えることを目的とするものであり、自治体の計画等に追従する必要はございません。

事業計画のブラッシュアップを行うのは、ローカル・ゼブラ企業という理解で良いか。 支援事務局の事業内容として「地域課題の構造分析支援」や「ローカル・ゼブラ企業が取り組むインパクト指標設定やインパクト戦略策定支援」が記載されているが、実証機関が連携事業者に対して「課題構造分析やインパクト戦略」を外注することは可能か。 また、本事業において変更前、変更後の事業計画等はどこまで公開されることを想定しているか。	支援事務局が負担するのは専門家による伴走支援に係る費用であり、「事業計画」や「地域課題の構造分析」、「インパクト戦略の策定・見直し」等について実際に取り組むのは、ローカル・ゼブラ企業や実証機関の構成員になります。 なお、「インパクト戦略の策定・見直し」において必要なデータ収集や調査・分析については連携事業者に外注することは可能です。 また公開される情報について、本事業では、地域課題解決事業モデルの確立を図るため必要となる情報は提供いただくことを想定しています。原則として、実証機関の取り組む事業について、対外的にその意義を理解していただくことや投融資の判断材料として必要となる要素を念頭においた情報を公開します。他方、情報公開にあたっての公開方法等は実証機関と協議のうえ決定します。
実施する事業の提案範囲について、既存で実施している取組がある場合、その取組も全体の一部として事業内容に含めても良いか。	本事業は、特定の地域内で実施する事業活動を通じて、実現したい地域ビジョン（未来像）や創出した社会的インパクトを可視化すること等に取り組むで、地域内外の関係者にその意義を理解してもらい必要となる経営資源の獲得や連携・支援体制の構築・強化に取り組んでいただくものとなります。 既存で取り組まれている事業についても、この地域ビジョンの達成等に必要な取組としてその意義を可視化すべき取組がございましたら、本提案の中に組み込んでいただければと思います。
ローカル・ゼブラ企業と地域中間支援者を兼ねる場合、ローカルゼブラ企業の役割は中間支援者になるということか。	ローカル・ゼブラ企業が地域中間支援者を兼ねる場合、兼務者は他企業の中間支援に取組みつつ、地域課題解決事業に取り組むこととなります。
本事業以外から資金調達を目指すことに制限はあるか。	本事業による支援を通じて、地域課題解決事業がビジネスとして収益性を確保し、これが創出する社会的インパクトが可視化することで、民間の地域金融機関等からの投融資を受ける等の資金調達に取り組んでいただくことは可能です。
3. 対象経費	
御質問	御回答
「実証機関の構成員を追加する場合においても、連携に係る経費を計上することを可能とする。」とありますが、実施期間中に変更契約を想定しているということでしょうか？	連携に係る経費の計上方法として、再委託契約や外注、謝金等の方法が考えられますが、必要に応じて変更契約を行うことも想定しています。なお、変更契約にあたっては、その必要性について中小企業庁及び地方経済産業局が審査を行います。
ローカル・ゼブラ企業がインパクト戦略の策定や見直しを実施する際の人件費は対象になるか。また、インパクト戦略の策定や見直しに向けて支援事務局からの支援を受ける際の人件費は対象になるか。	基本的の実証機関の構成員が社会的インパクトの可視化等に向けた取組を行う場合において、必要となる経費については、対象経費として認められます。
人件費について、3. 事業内容（1）～（7）にかかる費用は対象になるという理解で良いか。そのような理解の場合、ゼブラ企業が行う地域課題解決のための「実行」も補助対象になり、補助対象の中に自社事業も含まれるが問題ないか。	原則として自社事業の本業での活動経費（顧客へのサービス提供や製品開発等）は対象外と考えております。なお、本実証事業内で取り組む社会的インパクトの可視化に向けた取組や支援、連携体制の構築に必要な調整経費やそれに掛かる人件費等は対象経費になると考えております。
幹事法人を中間支援者とし、地域中間支援者とローカルゼブラ企業との間で再委託契約を結ぶ場合、当該ローカルゼブラから地域外の連携事業者へ謝金・事業費の支払いをする等をすることは可能か？ また、今回の事業では、再委託比率が多くなることが想定されるが、実証機関内での再委託は、再委託比率の対象外と考えてよいか。	会計上の再委託費の扱いについては一般的な事業の取り扱いと同等となります。そのため、再委託先からの再々委託や謝金等の経費・調整は可能ですが、事業遂行上の手続きや調整については、幹事法人が一元的に管理し調整いただくことになります。 また、本事業の契約主体となる幹事法人からの再委託は、再委託比率としてカウントすることになりますので、当該比率が50％を超える場合は、その事業の必要性について理由書の提出が必要となります。
様式上の「8. 事業費総額」のうち「①旅費」について、「※他の実証機関との連携・知見の共有に係る現地訪問について、実証機関（訪問先）が未定のため、実証地域から中小企業庁及び各地方経済産業局等への旅費2回分を計上すること（10カ所×2回分を計上）。」とあるが、10カ所×2回の計20回視察しなければならないということか。	旅費の計上について、「10カ所×2回分」の表記は、採択前に視察先を想定することは難しいため、あくまで積算上の目安となります。 実際の事業内では、必ずしも20回の視察を行う必要はございません。

4. その他	
御質問	御回答
応募書類に「競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写しまたは直近の財務諸表」と書いてありますのは、いずれかを提出ということかと思いますが、全省庁統一競争参加資格を保有していない事業者でも応募できるという理解でよろしいでしょうか？	「競争参加資格審査結果通知書」を所有していない場合は、直近の財務諸表のご提出をご提出いただければ、応募することは可能です。
応募書類の「会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）」と「競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写しまたは直近の財務諸表」について、幹事法人だけでなく、実証機関に参画する全社の分が必要か？	「会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）」については、実証機関に参画する全社分をご提出ください。「競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写しまたは直近の財務諸表」は幹事法人（地域中間支援者またはローカル・ゼブラ企業）のみご提出ください。
事業内容（１）～（７）で実施する内容は申請書様式のどこに記載すれば良いか。現状の様式では現状分析のみを記載することになっており、本事業での取り組む内容を記載するところが見当たらない。	申請書様式に記載されている「１．事業の実施内容及び方法」とそれに紐づく各項目については、本実証事業を通じてブラッシュアップいただきたい項目となりますので、各項目についての現状分析と事業を通じてブラッシュアップいただく実施方法についても記載いただくようお願いいたします。
応募要領P12において、「再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則認めない（経済性の観点から、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示したものを選定すること。）」とあるが、相見積選定となると、コンソーシアムを想定している連携先に変更が生じてしまう可能性があるが、どのように連携体制を構築すべきか。	再委託を行う場合においては、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定いただくこととなります。なお、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備いただくこととなります。
申請の際は、本事業内において実証機関として参画することを想定していないが、地域課題解決事業内において連携が想定される連携事業者も企業概要確認資料が必要となるか。	申請書様式に記載されている「２－６．今後、地域課題解決や社会的インパクトを創出するため必要となる経営資源や連携先」において、連携が想定される連携事業者に関する情報を記載ください。
「５．－３資格要件」に記載されている「本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。」について、具体的に何を証明すればよいか。	一般的な委託事業と同様、事業遂行上の体制や担当者の役割、能力をお示ください。
様式２「５．事業実績」について、具体的に何を記載すればよいか。	当該実証事業に取り組まれる以前に、自社事業の分析等として環境アセスメントやSDG's等への貢献、「社会的インパクト」に関する評価や測定・マネジメント等に取り組まれた実績や、地域での企業支援等に関する実績がございましたら、幅広くご記載ください。
様式２「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況」について、どのように記載したらよいか。	女性活躍推進法に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けている場合には、認定段階等を記載いただき、認定を受けていない場合にはその旨を記載してください（「非該当」「認定なし」等）。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況について、策定している場合には、策定している旨を記載いただければ、行動計画の内容まで記載いただく必要はありません。